

精神保健福祉士養成課程における 教育内容等の見直しについて

－見直しの基本的考え方－

見直しの基本的考え方について

カリキュラム見直しの基本的考え方

今後の精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会の中間報告書(平成20年10月21日)においては、カリキュラムの見直しにあたり、

- 精神保健福祉士が中核の業務として担うべき役割である、社会復帰の促進を図り、地域生活を支援していく上で必要となる知識・技術は重点的に。
- 職域の拡大や求められる支援の拡大に伴い広がった役割は、基礎的な知識を習得できるように。
- 特に相談援助に係る技術を習得する実習・演習の充実を図る。
 - ・ 時間数の増や教育内容の充実を図るとともに、保健福祉系大学等も養成施設と同水準を確保すべき。
 - ・ 精神科病院等の医療機関での現場実習が極めて重要であることから必須とすべき。

以上のような意見が示されており、

これらの意見を踏まえて、実践力の高い精神保健福祉士を養成する教育内容への改正を実現するために、平成21年3月よりワーキングチームを開催し、教育内容の見直しに向けて、新たなカリキュラムに関する検討(9月まで計4回)を行った。

- ワーキングチームで検討された内容を基にして、さらに事務局において検討会中間報告書で指摘された事項を踏まえ、今後の検討会における議論の叩き台となるように、「教育内容見直し案」として整理した。

参考資料－1

「今後の精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」 中間報告書の抜粋

1. 精神保健福祉士に求められる役割

精神保健福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、「入院医療中心から地域生活中心へ」という施策の転換や、障害者自立支援法の施行と3年後の見直しなど、精神保健福祉士を取り巻く環境は大きく変化しており、今後の精神保健福祉士に求められる役割としては、

- ① 医療機関等におけるチームの一員として、治療中の精神障害者に対する相談援助を行う役割
- ② 長期在院患者を中心とした精神障害者の地域移行を支援する役割
- ③ 精神障害者が地域で安心して暮らせるよう相談に応じ、必要なサービスの利用を支援するなど、地域生活の維持・継続を支援し、生活の質を高める役割

なお、

- ④ 関連分野における精神保健福祉の多様化する課題に対し、相談援助を行う役割についても求められつつある。

2. 求められる役割を遂行するために必要となる知識及び技術

今後の精神保健福祉士の養成課程においては、精神障害者の人権を尊重し、利用者の立場に立って、これらの役割を適切に果たすことができるような知識及び技術が身に付けられるようにすることが求められており、具体的には、

- ① 医療機関等における専門治療の特徴を踏まえ、関係職種と連携・協働する専門的知識及び技術
- ② 精神障害者の地域移行の重要性、地域移行を促進するための家族調整や住居確保など、地域移行に係わる専門的知識及び技術
- ③ 精神障害に対する包括的な相談援助を行うための、地域における医療・福祉サービスの利用調整
- ④ 就職に向けた相談・求職活動等に関する専門的知識及び技術
- ⑤ ケアマネジメント、コンサルテーション、チームアプローチ、ネットワーキング等の関連援助技術等を実践的に教育していく必要がある。

また、

- ⑥ 精神障害者の社会復帰に関する行政、労働、司法、教育分野での相談援助活動
- ⑦ 各々の疾患及びライフサイクルに伴う生活上の課題

などの基礎的な知識も教育していく必要がある。

(なお、生涯研修の観点から、スーパービジョンの意義及び目的をより重視した教育を行うとともに、養成課程と卒後研修を有機的に結びつけたスーパービジョン体制を構築することも必要である。)

※()内は、ワーキングチームで追加された事項。

参考資料-2

今後の精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会ワーキングチーム構成員

氏名	所属	役職
青木 聖久	日本福祉大学福祉経営学部	准教授
岩崎 香	早稲田大学人間科学部	准教授
大塚 淳子	社団法人日本精神保健福祉士協会	常務理事
潮谷 有二	長崎純心大学人文学部	教授
白石 弘巳	東洋大学ライフデザイン学部	教授
住友 雄資	高知女子大学教務部	教授
中村 和彦	北星学園大学社会福祉学部	准教授
林 道彦	日本精神科病院協会	理事
半澤 節子	自治医科大学看護学部	教授
細谷 要一	旭川荘厚生専門学院精神保健福祉科	科長
森田 久美子	立正大学社会福祉学部	准教授